

後付消音器の性能等確認業務規程・変更比較表

株式会社JQR（略称：JQR）

（朱書き下線部分は変更部分）

2026年9月1日変更	2023年7月10日変更
性能等確認業務規程 令和8年10月1日 株式会社JQR 制 定 平成21年6月29日 JASMA性能等確認業務規程第1号 変 更 平成21年8月8日 JASMA性能等確認業務規程第2号 変 更 平成21年12月28日 JASMA性能等確認業務規程第3号 変 更 平成22年3月25日 JASMA性能等確認業務規程第4号 変 更 平成23年2月15日 JQR性能等確認業務規程第5号 変 更 平成23年4月1日 JQR性能等確認業務規程第6号 変 更 平成24年3月24日 JQR性能等確認業務規程第7号 変 更 平成25年11月28日 JQR性能等確認業務規程第8号 変更 平成30年9月19日 JQR性能等確認業務規程第9号 変更 令和5年7月10日 JQR性能等確認業務規程第10号 変更 令和8年9月1日 JQR性能等確認業務規程第11号	性能等確認業務規程 令和5年8月1日 株式会社JQR 制 定 平成21年6月29日 JASMA性能等確認業務規程第1号 変 更 平成21年8月8日 JASMA性能等確認業務規程第2号 変 更 平成21年12月28日 JASMA性能等確認業務規程第3号 変 更 平成22年3月25日 JASMA性能等確認業務規程第4号 変 更 平成23年2月15日 JQR性能等確認業務規程第5号 変 更 平成23年4月1日 JQR性能等確認業務規程第6号 変 更 平成24年3月24日 JQR性能等確認業務規程第7号 変 更 平成25年11月28日 JQR性能等確認業務規程第8号 変更 平成30年9月19日 JQR性能等確認業務規程第9号 変更 令和5年7月10日 JQR性能等確認業務規程第10号

株式会社 J Q R 性能等確認業務規程	株式会社 J Q R 性能等確認業務規程
1. ～21. （略）	1. ～21. （略）
22. 性能等確認の場所	22. 性能等確認の場所
（1）性能等確認に係る試験のうち、別添 1 第 1 号（1）項による場合には、次のいずれかの場所で行うこととする。 ① 独立行政法人 自動車技術総合機構 交通安全環境研究所自動車試験場第二地区 埼玉県熊谷市上之字諏訪木 2959-22 ② 藤壺技研工業株式会社 裾野試験場 静岡県裾野市須山 1220-12 ③ <u>堺泉北埠頭株式会社</u> 泉大津フェニックス多目的広場 大阪府泉大津市夕風町 4	（1）性能等確認に係る試験のうち、別添 1 第 1 号（1）項による場合には、次のいずれかの場所で行うこととする。 ① 独立行政法人 自動車技術総合機構 交通安全環境研究所自動車試験場第二地区 埼玉県熊谷市上之字諏訪木 2959-22 ② 藤壺技研工業株式会社 裾野試験場 静岡県裾野市須山 1220-12 ③ <u>一般財団法人 泉佐野みどり推進機構</u> 泉大津フェニックス多目的広場 大阪府泉大津市夕風町 4
（2）（略）	（2）（略）
23. ～31. （略）	23. ～31. （略）
附則 （平成21年6月29日 J A S M A 性能等確認業務規程第1号） この規程は、制定の日から施行する。	附則 （平成21年6月29日 J A S M A 性能等確認業務規程第1号） この規程は、制定の日から施行する。
附則 （平成21年8月8日 J A S M A 性能等確認業務規程第2号） この規程は、変更の日（平成21年8月8日）から施行する。	附則 （平成21年8月8日 J A S M A 性能等確認業務規程第2号） この規程は、変更の日（平成21年8月8日）から施行する。
附則 （平成21年12月28日 J A S M A 性能等確認業務規程第3号） この規程は、平成22年1月9日から施行する。ただし、21. （1）④項に係る部分は、平成22年2月2日から施行する。	附則 （平成21年12月28日 J A S M A 性能等確認業務規程第3号） この規程は、平成22年1月9日から施行する。ただし、21. （1）④項に係る部分は、平成22年2月2日から施行する。
附則 （平成22年3月25日 JQR 性能等確認業務規程第4号） この規程は、当社の商号変更に伴い、平成22年4月1日から施行する。	附則 （平成22年3月25日 JQR 性能等確認業務規程第4号） この規程は、当社の商号変更に伴い、平成22年4月1日から施行する。
附則 （平成23年2月15日 JQR 性能等確認業務規程第5号） この規程は、平成23年2月19日から施行する。	附則 （平成23年2月15日 JQR 性能等確認業務規程第5号） この規程は、平成23年2月19日から施行する。
附則 （平成23年4月1日 JQR 性能等確認業務規程第6号） この規程は、国土交通省告示第三百三十五号（平成23年3月31日）の後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程の廃止に伴い、平成23年4月1日から施行する。	附則 （平成23年4月1日 JQR 性能等確認業務規程第6号） この規程は、国土交通省告示第三百三十五号（平成23年3月31日）の後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程の廃止に伴い、平成23年4月1日から施行する。
附則 （平成24年3月24日 JQR 性能等確認業務規程第7号） この規程は、平成24年4月1日から施行する。	附則 （平成24年3月24日 JQR 性能等確認業務規程第7号） この規程は、平成24年4月1日から施行する。
附則 （平成25年11月28日 JQR 性能等確認業務規程第8号） この規程は、平成25年12月1日から施行する	附則 （平成25年11月28日 JQR 性能等確認業務規程第8号） この規程は、平成25年12月1日から施行する
附則 （平成30年9月19日 JQR 性能等確認業務規程第9号） この規程は、平成30年10月1日から施行する。	附則 （平成30年9月19日 JQR 性能等確認業務規程第9号） この規程は、平成30年10月1日から施行する。
附則 （令和5年7月10日 JQR 性能等確認業務規程第10号） この規程は、令和5年8月1日から施行する。	附則 （令和5年7月10日 JQR 性能等確認業務規程第10号） この規程は、令和5年8月1日から施行する。
<u>附則 （令和8年9月1日 JQR性能等確認業務規程第10号）</u> <u>この規程は、令和8年10月1日から施行する。</u>	

別添1 ～ 別添8 （略）

別添 9 性能等確認業務の手数料

（1／2）

（性能等確認業務の手数料）

1. 別添1に掲げる業務の種類別に、表 1 に記載する額を後付消音器 1 種類（1 型式）又は試験自動車 1 台当たりの手数料として定める。なお、J Q R の担当者が確認のために性能等確認事務所から移動するときは、第2号に定めるその他費用（旅費、移動手当、宿泊費、及び機材輸送費）を別途加算することとする。また、これら以外に必要な費用が生じる場合は、別途協議することとする。

表 1

業務の 種類	項目		手数料（税込）		支払期日（f）
			書面申請	Web申請（e）	
(1)	性能等確認業務	試験を含む場合 (a)	<u>181,500円</u>	<u>165,000円</u>	試験日の1週間前 又は請求書指示日まで
		書面審査(第2種)	<u>33,000円</u>		
	品質管理体制の事前確認	現地審査(b)	<u>22,000円／日</u>		審査終了月末に請求
		書面審査（新規）	<u>8,800円</u>		審査終了月末に請求
		書面審査（更新）	<u>3,300円</u>		審査終了月末に請求
(2)	立会による性能等確認及び変更確認(c)		<u>93,500円</u>	<u>77,000円</u>	試験日の1週間前 又は請求書指示日まで
(3)	性能等確認業務（公的試験機関証明）		<u>33,000円</u>		申請日の4営業日後まで
(4)	変更確認業務	試験審査	<u>181,500円</u>	<u>165,000円</u>	試験日の1週間前 又は請求書指示日まで
		書面審査	<u>22,000円</u>	<u>16,500円</u>	申請日の2営業日後まで
		公的試験機関証明	<u>27,500円</u>		
(5)	性能等確認通知（結果）通知の発行料（再発行含む）		<u>5,500円</u>		通知日の1週間前 又は請求書指示日まで
	騒音試験成績表再発行		<u>5,500円</u>		申込日まで
	騒音試験追加試験料(a)(d)		<u>104,500円／台</u>		試験日の2週間前 又は請求書指示日まで

- （a） 性能等確認の場所（騒音試験コース）は、試験台数等の状況により J Q R が決定します。
（b） 品質管理体制の現地審査は J Q R が必要と判断した場合のみ発生します。
また、審査内容（時間）により労務費が加算されます。
（c） 立会（出張）試験の際は、テストコースならびに試験機材一式は、確認申請者側にてご用意ください。
初回時は、テストコース及び試験機材一式の詳細説明をご提出ください。
（d） 一申請において 2 試験以上の場合。また、別途、表 2 に定める試験路使用料が発生します。
（e） 業務規程 8.3（1）②の提出方法
（f） 支払期日欄に掲げる「請求書指示日まで」の対象は、JQR と事前に契約を締結した 組織 の加盟企業及び J Q R の責に帰すべき事由により請求書を発行した場合に限ります。

注）なお、J Q R の担当者が性能等確認事務所から業務のため性能等確認の場所へ移動する場合、表 1 の料金のほか、2. 表 2 に定める費用の追加額を別途計算し、業務終了月の月末にご請求いたします。

また、表 1（1）・（4）の業務については、2. 表 2 に定める費用を同一日の騒音試験実施台数にて各確認申請者に按分して計算し、ご請求致します。

別添1 ～ 別添8 （略）

別添 9 性能等確認業務の手数料

（1／2）

（性能等確認業務の手数料）

1. 別添1に掲げる業務の種類別に、表 1 に記載する額を後付消音器 1 種類（1 型式）又は試験自動車 1 台当たりの手数料として定める。なお、J Q R の担当者が確認のために性能等確認事務所から移動するときは、第2号に定めるその他費用（旅費、旦当、宿泊費、及び機材輸送費）を別途加算することとする。また、これら以外に必要な費用が生じる場合は、別途協議することとする。

表 1

業務の 種類	項目		手数料		支払期日 ^(f)
			書面申請	Web申請 ^(e)	
(1)	性能等確認業務	試験を含む場合 ^(a)	<u>165,000円</u>	<u>150,000円</u>	試験日の1週間前 又は請求書指示日まで
		書面審査(第2種)	<u>30,000円</u>		
	品質管理体制の事前確認	現地審査 ^(b)	<u>20,000円／日</u>		審査終了月末に請求
		書面審査（新規）	<u>8,000円</u>		審査終了月末に請求
		書面審査（更新）	<u>3,000円</u>		審査終了月末に請求
(2)	立会による性能等確認及び変更確認 ^(c)		<u>85,000円</u>	<u>70,000円</u>	試験日の1週間前 又は請求書指示日まで
(3)	性能等確認業務（公的試験機関証明）		<u>30,000円</u>		申請日の2営業日後まで
(4)	変更確認業務	試験審査	<u>165,000円</u>	<u>150,000円</u>	試験日の1週間前 又は請求書指示日まで
		書面審査	<u>20,000円</u>	<u>15,000円</u>	
		公的試験機関証明	<u>25,000円</u>		申請日の2営業日後まで
(5)	性能等確認通知(結果)通知の発行料(再発行含む)		<u>5,000円</u>		通知日の1週間前 又は請求書指示日まで
	騒音試験成績表再発行		<u>5,000円</u>		申込日まで
	騒音試験追加試験料 ^{(a) (d)}		<u>95,000円／台</u>		試験日の2週間前 又は請求書指示日まで

- （a） 性能等確認の場所（騒音試験コース）は、試験台数等の状況により J Q R が決定します。
（b） 品質管理体制の現地審査は J Q R が必要と判断した場合のみ発生します。
また、審査内容（時間）により労務費が加算されます。
（c） 立会（出張）試験の際は、テストコースならびに試験機材一式は、確認申請者側にてご用意ください。
初回時は、テストコース及び試験機材一式の詳細説明をご提出ください。
（d） 一申請において 2 試験以上の場合。また、別途、表 2 に定める試験路使用料が発生します。
（e） 業務規程 8.3（1）②の提出方法
（f） 支払期日欄に掲げる「請求書指示日まで」の対象は、JQR と事前に契約を締結した 団体 の加盟企業及び J Q R の責に帰すべき事由により請求書を発行した場合に限ります。

注）なお、J Q R の担当者が性能等確認事務所から業務のため性能等確認の場所へ移動する場合、表 1 の料金のほか、2. 表 2 に定める費用の追加額を別途計算し、業務終了月の月末にご請求いたします。

また、表 1（1）・（4）の業務については、2. 表 2 に定める費用を同一日の騒音試験実施台数にて各確認申請者に按分して計算し、ご請求致します。

(その他の費用の単価)
2. その他費用の単価は、次の表 2 のとおりとする。
表 2

項目		単価 (税込み)
旅費(a)		実費
移動手当 (60～120km 未満)		990円
移動手当 (120～200km 未満)		1,650円
移動手当 (200km 以上)		3,300円
宿泊手当 (1 泊当り)		4,950 円
宿泊料 (国内1 泊当り)		12,100円
宿泊料 (国外1 泊当り)		22,000円
試験路使用料 ^(b) (1試験につき)	裾野試験場	60,500円
	上記以外	実費
労務費 (品質管理体制の事前確認) _____(第二種後付消音器の出張による確認)		1時間を超える場合、 1時間毎に2,750円 (時間は切り上げ)
海外における立会試験の事前ヒアリング		1件当たり55,000円
機材輸送費		実費

(a) 旅費 : 起点を、鉄道の場合は小田急小田原線 本厚木駅、車移動の場合は東名高速 厚木 I C とし、
合理的な通常の経路及び方法により計算することとする。ここでいう合理的とは、金額、距離、時間、安全等を総合的に勘案したものをいう。また、新幹線、特別急行列車は、当該列車を片道100km以上乗車する場合に使用することとし、車にての移動の場合は、燃料代 (@17円 / k m) 及び道路通行料とする。
(b) 試験路使用料 : 騒音試験追加試験料にかかり、性能等確認試験の場所により、異なります。
注) 表 1 (2) 立会による性能等確認及び変更確認の試験開始予定時刻が正午以前の場合は、前泊となります。

別表第1 (略)

第1号様式 ～ 第13号様式 (略)

(その他の費用)
2. その他費用の額を、表2に定める。
表 2

項目		費用
交通費 ^(※)		実費
試験路使用料(1試験につき)	裾野試験場	55,000円
	上記以外	実費
日当 (性能等確認業務を行う事務所から120 k m以上 200 k m未満)		1日当たり1,500円
日当 (性能等確認業務を行う事務所から200 k m以上の 国内地)		1日当たり3,000円
日当 (海外)		1 日目まで3,000円
		2日目以降20,000円 / 日
労務費 (品質管理体制の事前確認) _____(第二種後付消音器の出張による確認)		1時間を超える場合、1時間毎 に2,500円 (時間は切り上 げ)
宿泊費 (国内) ^{注)}		1宿泊当たり10,000円
宿泊費 (海外)		1宿泊当たり20,000円
海外における立会試験の事前ヒアリング		1件当たり40,000円
機材輸送費		実費

(※) 起点を、鉄道の場合は小田急小田原線 本厚木駅、車移動の場合は東名高速 厚木 I C とし、
運賃、燃料代 (@15円 / 1 k m) 及び道路通行料とする。
注) ① 性能等確認試験の場所が、性能等確認業務規程22. の(1)②藤壺技研工業株式会社 裾野試験場以外は、前泊となります。
② 表 1 (2) 立会による性能等確認及び変更確認の試験開始予定時刻が正午以前の場合は、前泊となります。

別表第1 (略)

第1号様式 ～ 第13号様式 (略)